

大和市告示第114号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年5月29日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第7条中「手続き」を「手続」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	園児が属する世帯の階層区分	園児1人当たりの補助限度額（年額）			
		第1子	第2子		第3子以降
			小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄又は姉がいる場合	左記以外の場合	
①	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	229,200円	249,000円	268,000円	308,000円
②	当該年度分の市民税が非課税又は市民税の所得割の額が非課税の世帯	199,200円	226,000円	253,000円	308,000円
③	当該年度の市民税の所得割の額が34,500円にA及びBの合計を加えた額以下の世帯 A 16歳未満の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）の数×21,300円 B 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	115,200円	163,000円	211,000円	308,000円
④	当該年度の市民税の所得割の額が171,600円にC及びDの合計を加えた額以下の世帯 C 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 D 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	62,200円	114,000円	185,000円	308,000円
⑤	当該年度の市民税の所得割の額が242,000円にC及びDの合計を加えた額以下の世帯 C 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 D 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円			22,000円	22,000円 同時就園3人目以降は 308,000円

⑥	扶養親族がない世帯及び上記以外の世帯	12,000円	12,000円 同時就園3人 目以降は 308,000円
---	--------------------	---------	---------------------------------------

備考

- 1 この表において「所得割の額」とは地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
- 2 区分の認定は、園児と生計を同じくする父母及びそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）に対する課税額の合計額によって行う。
- 3 年度の途中に入園した場合において、保育料を在園期間に応じて支払うときの補助限度額の算定方法は次のとおりとする。ただし、区分⑤及び⑥の補助限度額についてはこの限りでない。  

$$\text{補助限度額} = (\text{各区分に規定する金額}) \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15$$
- 4 園児が属する世帯の階層区分は、該当する階層区分のうち最も所得割の額が低い階層区分に属するものとし、①から⑤のいずれの区分にも属さない世帯は区分⑥とする。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。